

全ての学校関係者の皆様へ

学校の先生方におかれては、日頃から子供たちの教育に御尽力いただいていることに心より御礼を申し上げます。また、教育委員会や学校を支える地域の皆さまの御努力にも心より感謝いたします。

このたび、独立行政法人日本学生支援機構法が改正され、我が国の奨学金制度において初めて、返還不要の給付型奨学金制度が創設されました。経済的に特に厳しい状況にある住民税非課税世帯の子供たちを対象に、月額2～4万円を給付する制度が平成29年度から開始されることとなります。

また、平成29年度予算では、貸与型の奨学金制度も大幅な充実を行いました。無利子奨学金について、住民税非課税世帯の子供たちの成績基準を実質的に撤廃するとともに、これまで基準を満たしているにも関わらず予算上の制約で貸与を受けられなかった残存適格者を解消し、必要とする全ての子供たちが貸与を受けられるようにしました。加えて、卒業後の所得に返還月額が連動する所得連動返還型奨学金制度も導入することとなりました。

この背景には、子供たちの貧困の問題があります。家庭の状況によって大学や専門学校への進学率には差異があり、貧困世帯の子供たちは進学を躊躇したり諦めたりしてしまう現状が生じていると考えられます。このため、家庭の経済事情により進学を断念せざるを得ない子供たちを生まないように、高等教育段階の教育費負担の軽減に向けた新たな対応が求められてきました。

今回の給付型奨学金制度は、こうした進学を断念せざるを得ない状況にある生徒の進学を後押しするために創設するものです。あわせて、多くの学生が利用する貸与型奨学金制度についても、無利子奨学金の充実や所得連動型制度の導入などにより、経済的に困難な状況にある世帯の子供たちの進学を広く後押しできるものと考えています。

学校教育に携わる皆様におかれては、これまでも奨学金をはじめとする経済的支援策について、保護者や生徒に対する周知を行い、進学支援に努めてきていただいたことと思いますが、今回の制度改正を受け、より一層の周知・支援の充実を図っていただきたいと考えています。

特に、低所得世帯の子供たちの進学については、その保護者に対する啓発が重要となります。進学を希望する生徒にとっては、大学や専門学校での教育を受けることが子供たちの将来の可能性を広げ、その後の人生を豊かにすることにつながることに、様々な機会を通じて保護者への説明に努めていただくようお願いいたします。

もちろん、高校段階卒業後に就職する進路を選択することを否定するものではありません。それぞれの生徒の実情に応じて、各学校で適切な指導を行っていただければと考えています。

高等教育への進学のための支援については、奨学金制度のみならず、各大学等が実施する授業料減免や社会福祉協議会等が実施する貸付金制度、各自治体や民間企業等が実施する給付型奨学金など、様々な制度があります。これらの制度については、昨年12月に文部科学省がとりまとめた「高等教育進学サポートプラン」を御確認いただくようお願いいたします。

また、平成29年度から、日本学生支援機構において「スカラシップ・アドバイザー事業（仮称）」を実施することを予定しています。これは、進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するための助言を行う者を各学校等に派遣するものであり、各学校での説明会等でぜひ活用いただきたいと考えています。その他にも新制度の周知・広報のための様々な取組を予定しており、詳細が決まり次第お知らせいたします。

新制度の実施に当たっては、給付型奨学金の対象者の選定のための推薦基準を各学校で作成いただくなど、これまでの奨学金事務に加えて新たな業務をお願いすることとなります。一方、近年の社会情勢の中で、子供の貧困や高等教育への進学機会の確保が重要な課題となってきた状況に鑑み、各学校における低所得世帯の子供たちへの支援については、格段の御理解・御配慮をいただくようお願い申し上げます。文部科学省及び日本学生支援機構としても、学校現場での負担が極力抑えられるよう、制度の運用に当たって配慮してまいります。

生徒へのメッセージで言及した通り、誰もが希望すれば将来の夢に向かってチャレンジできる社会を作っていくことが、これからの日本にとって極めて重要な課題であり、我々に課された使命であると考えています。教育関係者皆様の御支援・御協力を心よりお願い申し上げます。

文部科学大臣 松野博一